鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の評価報告(令和3年度報告)

1 被害防止計画の作成数、特徴等 本県では、34市町で被害防止計画が策定されている。各市町は、被害の軽減目標を達成するため、侵入防止柵の整備、被害防止目的の捕獲、緩衝地帯の整備、 被害防止研修会等を実施している。

2 事業効果の発現状況

全事来別来の先売れれた 地域の体制整備、被害防止効果、捕獲状況、人材育成状況、耕作放棄地の解消等様々な角度から記載する。 市町による地域住民を主体とした被害防止対策の取組と、それを県が支援したことにより、農作物被害額はピークであった平成21年度から減少傾向にある。

令和1年度を被害防止計画の目標年度として事業を実施したものの目標年度を1年延長し、再度事業評価を行った2事業実施主体のうち、被害金額又は被害面積 で目標を達成した事業実施主体はなかった。

4 各事業実施地区における被害防止計画の達成状況

										被害防止計画	の目標と実績				Τ	
対象 地域	実施 対象 年度 鳥獣	事業内容	事業量	管理主体	供用 開始	利用率・ 稼働率	事業効果	目標値	被害金額	達成率	目標値	被害面積実績値	達成率	事業実施主体の評価	第三者の意見	都道府県の評価
市	29年 シシ 度~ ニホ		(H29) イノシシ・シカ用 箱わな5基の整備	三有獸対議	_	-	推進事業で整備した機器の活用により、イノシシ・ニホンジカの捕獲頭数が増加した。 実施隊員の捕獲活動の効率化を図った。	1, 642					-140%	民地獲とのたびもては後い組 ・し目れす高え図にまる置て集を域間周活も機結被目い増も、む 令た標まる能へのあるた準値が出来。 では「計画を描しているの、面達いし中害と、一般では、い獲減と前外標理強み、いたは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	を関する対象では、 を関する対象では、 を関する対象では、 を関する対象では、 を関するが、 をしが、 をしが、 をしが、 をしが、 をしが、 をしが、 をしが、 をしが、	(大きな) (大きな
			基、ニホンカ・止め刺し機1基、出りを1 を1 を1 を1 を1 を2 を2 を2 を3 を3 を3 を3 を3 を4 を3 を4	有害鳥獣被害		ı										
			ニホンジカ・イノ	三有獸対議	_	-										
		活動支援	イノシシ(成獣)96	_	_	_	目標は達成できていないが、捕獲活動を続けているため、軽微な被害にとどまっている。									
			(H30) イノシシ(成獣) 63頭・(幼獣)2 頭、ニホンジカ65 頭、ハクビシン35 頭、カラス19羽、 ヒヨドリ1羽		-	1										
			(R1) イノシシ(成獣) 87頭・(幼獣)2 頭、ニホンジカ62 頭、ハクビシン20 頭、カラス2羽	-	_	-										
	年度 シグン、ステナックン、ステナックン、ステナックン、ステナック・ス・フラキト、アナック・ス・ジャ	ル 止緊急捕獲 ・ 活動支援事 ・ ボ	イノンシ49頭	御有被対会 前時書等協 議 被 場 所 は は は は は は は は は は は は は る は る は る は			イノシシの出没連絡のある場所に対して、御前崎市県友会と連携し、防除柵の指導及び捕獲活動を実施した。	99	426	▲ 2873	7.7	25		報告を行い、被害面積、被害 害金額とも1程例70% 未満であったため改善計 画を提出した、今回、再評価を実施したが 依然として被害面積、依害 金額とも11年標の70% 選続として、当初の計画策 定時にはイソシン被害の初 ので被害が確認された。 徐々にイソシンの活動域が 依がにイソシンの活動域が ながるにイソシンの活動域が ながるにイソシンの活動域が	く、林線の一部の地域で被害が発生している状況性解される。引き続き、被害が発生している地域を中間辺の住民に対して、他の地域を中間辺の住民に対して、無難など、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	種による被害報告が減少傾向にある背景として、電気相による防能推進が考えられとの事である。 近時、獣害報告が急増したの事であるが、対策が追いつきつあり、奏功してきたものと
	地三市	地 三 市	本	地域 年度	世域 年度 鳥獣 ****	地域 年度	世域 年度 鳥獣	10.00 10	#	株型 株型 サーバー サー	20	本業の 本書の 本書	おいて 100 10	# 本語	### 100	24 単元 10

5 都道府県による総合的評価

目標を達成できなかった地域については、事業の効果以上に被害が広がっていると考えられ、捕獲や被害防除、生息環境等の取組を引き続き強化するとともに、鳥獣被害対策実施隊の活動を推進していく。

静岡県(都府道)

注1:被害金額及び被害面積の目標欄については対象鳥獣及び目標値を記し、これに合わせて他の欄も記載する。 2:都道府県が事業実施主体となる鳥獣被害防止都道府県活動支援事業を実施した場合、その事業内容等も記載すること。 3:事業効果は記載例を参考とし、獣種等ごとに事業実施的と事業実施後の定量的な比較ができるよう時間軸を明確に記載の上、その効果を詳細に記載すること。整備事業を行った場合、捕獲効率の向上にどのように寄与したかも必ず記載すること。 4:「事業実施主体の評価」の欄には、その効果に対する考察や経営状況も詳細に記載すること。 5:鳥獣被害防止施設の整備を行った場合、侵入防止柵設置後のぼ場ごとの鳥獣被害の状況、侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類・設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に 係る指導内容、維持管理状況、都道府県における点検・指導状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。